

## 介護事業経営実態調査における税の扱いについて

社保審－介護給付費分科会	
第82回 (H23. 10. 17)	資料 3

### 1. 介護事業経営実態調査の調査票における租税公課の記入方法

- ①「法人税(所得税)」、「法人住民税(個人住民税)」は直近年度の実績額を、会計準則の違いに応じて、それぞれ「税金」、「法人税」、「住民税及び事業税」、「特別損失(うち法人税等)」の欄に記入
- ②「固定資産税」、「消費税」、「自動車税」、「印紙税」、「登録免許税」等の租税で原則として、税法上損金に算入されるものは「租税公課」として記入

### 2. 介護事業経営実態調査結果(速報値)における租税公課の扱い

- ①「法人税(所得税)」、「法人住民税(個人住民税)」は、介護事業費用に含めておらず、収支差はこれらの税引前のものになっている。
- ②「固定資産税」等の租税公課は、介護事業費用に含めており、収支差はこれらの税引後のものとなっている。

(参考)各サービスの収支差率

	特養	老健	療養	GH	訪問介護	訪問入浴	訪問看護
平成20年調査収支差率	3.4%	7.3%	3.2%	9.7%	0.7%	1.5%	2.7%
平成23年調査収支差率	9.3%	9.9%	9.7%	8.4%	5.1%	6.7%	2.3%
処遇改善交付金/介護料収入	2.1%	1.2%	0.4%	3.0%	3.1%	1.5%	0.0%
処遇改善交付金/総収入	1.8%	1.0%	0.3%	2.2%	3.0%	1.5%	0.0%
法人税等差引後	—	8.6%	5.5%	7.4%	4.0%	5.7%	1.4%

	通所介護	認知DY	通所リハ	短期入所	ケアマネ	福祉用具	小規模	特定
平成20年調査収支差率	7.3%	2.7%	4.5%	7.0%	-17.0%	1.8%	-8.0%	4.4%
平成23年調査収支差率	11.6%	5.9%	4.0%	5.6%	-2.6%	6.0%	5.9%	3.5%
処遇改善交付金/介護料収入	1.6%	2.4%	1.2%	2.0%	0.0%	0.0%	3.2%	2.6%
処遇改善交付金/総収入	1.4%	2.2%	1.1%	1.7%	0.0%	0.0%	2.7%	1.5%
法人税等差引後	9.2%	4.6%	1.7%	—	-3.2%	4.3%	5.2%	2.8%